

平成26年第1回臨時会総務委員会会議録

平成26年1月24日（金）
本会議休憩中
第1委員会室

出席者氏名

委員長	椎塚俊裕	副委員長	伊藤悦子
委員	深沢幸子	委員	北澤満
委員	岡部洋文	委員	桜井昭洋

出席説明員

総務部長	川村光男	政策推進部長	直井幸男
総務課長	石引照朗		

事務局

議会事務局次長 松本博実

議 題

議案第1号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例について

議案第2号 教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例について

椎塚委員長

それでは、ただいまより、総務委員会を開会いたします。本日、ご審議をいただきます案件は、今臨時会において、さきほど、当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号の2案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。議案第1号「龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例について」及び、議案第2号「教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例について」の2案件については、市長、副市長及び教育長の給料減額措置を継続しようとするものであります。

関連しておりますので、一括して説明を受け審査を行い、採決は、別々に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、執行部から説明願います。

川村総務部長

それでは、議案第1号「龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例について」です。これは臨時特例条例によりまして平成23年7月1日から実施してきた市長及び副市長の給料減額措置が平成26年1月17日をもって終了したことに伴いまして、改めて同条例を制定し給料減額措置を継続しようとするものであります。給料減額措置の期間につきましては、平成26年2月1日から平成30年1月17日までの間とし、その間は、市長10%、副市長6%の減額とするものであります。なお、平成26年2月1日から同年3月31日までにつきましては、国家公務員の給与減額措置並びに市長及び副市長の給料減額措置が適用されない平成26年1月18日から同年3月31日までの期間に対して支給される給料の額を考慮し、さらに10%減額を上乗せするものであります。

続いて議案第2号「教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例について」です。これにつきましても議案第1号と同様に教育長の給料月額を平成26年2月1日から平成30年1月17日までの間と、4%減額するものとし、さらに平成26年2月1日から同年3月31日までの期間に対して支給される給料の額を考慮し、さらに10%減額を上乗せするものであります。以上でございます。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。別にないようですので、採決いたします。まず、議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。次に、議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。